公益財団法人奄美広域中小企業勤労者福祉サービスセンター 評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人奄美広域中小企業勤労者福祉サービスセンター(以下「センター」という。)の定款第13条及び第28条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」という。)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。(定義)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

- 2 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価 として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用 とは明確に区分されるものとする。
- 3 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等 とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

- 第3条 評議員及び役員は無報酬とする。
- 2 前項の規程にかかわらず、評議員及び役員にはその職務を遂行するために要する費用 を弁償することができる。

(費用)

- 第4条 センターは、評議員及び役員が職務の遂行にあたって負担した費用については、 これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについて は、前もって支払うものとする。
- 2 費用の額は、その職務執行の地域にかかわらず職務執行に要した費用の実績相当額の 範囲内で支給する。

(公表)

第5条 センターは、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。